

令和2年 第3回

木古内町議会臨時会会議録

令和2年 7月22日 開会

令和2年 7月22日 閉会

木古内町議会

各 位

会議録の作成にあたっては、誤りのないように留意しておりますが、万が一、誤字、脱字等がありましたら深くお詫びいたします。

なお、重要と思われる誤りがありましたら、事務局までご一報いただきますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

木古内町議会議長 又 地 信 也

目 次

提出された案件及び議決結果	1
第1日目（令和2年7月22日）	
議事日程	2
開会・開議の宣告	3
日程第 1 会議録署名議員の指名	3
日程第 2 会期の決定	3
日程第 3 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて	3
日程第 4 議案第1号 令和2年度木古内町一般会計補正予算（第7号）	5
日程第 5 議案第2号 令和2年度木古内町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）	5
日程第 6 議案第3号 令和2年度木古内町国民健康保険病院事業会計補正予算（第2号）	5
日程第 7 議案第4号 令和2年度木古内町下水道事業特別会計補正予算（第1号）	5
日程第 8 議案第5号 木古内町介護保険条例の一部を改正する条例制定について	3 1
日程第 9 議案第6号 木古内町防災行政無線更新工事請負契約の締結について	3 2
日程第 10 議案第7号 木古内町スポーツセンター外壁・屋外建具改修工事請負契約の 締結について	3 3
閉会の宣告	3 4
会議録署名議員の署名	3 5

令和2年 7月22日（水）第1号

- 開会日時 令和2年 7月22日（水曜日）午前10時00分
○ 閉会日時 令和2年 7月22日（水曜日）午後 1時46分
-

・出席議員（10名）

1番	平野武志	6番	新井田昭男
2番	手塚昌宏	7番	相澤巧
3番	東出洋一	8番	廣瀬雅一
4番	吉田裕幸	副議長	9番 竹田努
5番	安齋彰	議長	10番 又地信也

・欠席議員（なし）

・地方自治法第121条の規定により説明のため出席した説明員

町長	鈴木慎也
副町長	羽沢裕一
総務課長	福田伸一
町民課長	吉田廣之
会計管理者	幅崎英樹
保健福祉課長	吉田宏
まちづくり新幹線課長	木村春樹
産業経済課長	片桐一路
建設水道課長	構口学
病院事業事務局長	平野弘輝
教育長	野村広章
生涯学習課長	西山敬二
代表監査委員	柿崎重朋

・本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	加藤隆一
議事担当主査	堺泰幸

令和2年第3回木古内町議会臨時会議事日程

第1号 令和2年7月22日(水)

午前10時00分開議

日程 番号	議件番号	議件名
1		会議録署名議員の指名
2		会期の決定
3	承認 第1号	専決処分の承認を求めることについて
4	議案 第1号	令和2年度木古内町一般会計補正予算(第7号)
5	議案 第2号	令和2年度木古内町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)
6	議案 第3号	令和2年度木古内町国民健康保険病院事業会計補正予算(第2号)
7	議案 第4号	令和2年度木古内町下水道事業特別会計補正予算(第1号)
8	議案 第5号	木古内町介護保険条例の一部を改正する条例制定について
9	議案 第6号	木古内町防災行政無線更新工事請負契約の締結について
10	議案 第7号	木古内町スポーツセンター外壁・屋外建具改修工事請負契約の締結について

令和2年第3回臨時会 提出案件及び議決結果表

議 件 番 号	議 件 名	議 決 月 日	議 決 結 果
議案第1号	令和2年度木古内町一般会計補正予算（第7号）	2. 7. 22	原案可決
議案第2号	令和2年度木古内町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）	2. 7. 22	原案可決
議案第3号	令和2年度木古内町国民健康保険病院事業会計補正予算（第2号）	2. 7. 22	原案可決
議案第4号	令和2年度木古内町下水道事業特別会計補正予算（第1号）	2. 7. 22	原案可決
議案第5号	木古内町介護保険条例の一部を改正する条例制定について	2. 7. 22	原案可決
議案第6号	木古内町防災行政無線更新工事請負契約の締結について	2. 7. 22	原案可決
議案第7号	木古内町スポーツセンター外壁・屋外建具改修工事請負契約の締結について	2. 7. 22	原案可決
承認第1号	専決処分の承認を求めることについて	2. 7. 22	原案承認

(午前10時00分 開会)

開 会 ・ 開 議 の 宣 告

- 議長(又地信也君) ただいまから、令和2年第3回木古内町議会臨時会を開会いたします。
ただいまの出席議員は、10名でございます。
よって、地方自治法第113条の規定による議員定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。
ただちに本日の会議を開きます。
本日の議事日程及び説明員は、別紙配付のとおりであります。

会 議 録 署 名 議 員 の 指 名

- 議長(又地信也君) 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により議長から指名をいたします。
1番 平野武志君、2番 手塚昌宏君。以上、2名を指名いたします。

会 期 の 決 定

- 議長(又地信也君) 日程第2 会期の決定を議題といたします。
お諮りいたします。
今、臨時会の会期は、本日1日限りといたしたいと存じますが、これにご異議ございませんか。
(「異議なし」と呼ぶ声あり)
○議長(又地信也君) ご異議ないものと認めます。
よって会期は、本日1日限りと決定いたしました。

承認第1号 専決処分の承認を求めることについて

- 議長(又地信也君) 日程第3 承認第1号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。
提案内容の説明を求めます。
副町長。
○副町長(羽沢裕一君) 皆様、おはようございます。
ただいま、上程となりました承認第1号 専決処分の承認を求めることについて提案理由をご説明申し上げます。
地方自治法第179条第1項の規定により、令和2年度木古内町一般会計補正予算(第6号)の

専決処分を行い、歳入歳出予算の総額を5億9,841万2,000円とするものです。

補正の内容は、木古内エール商品券関連費用の追加補正です。

本事業は、新型コロナウイルスの流行に伴う、町内事業者の売上減少に対応するため、町内の全業種の取扱店で使用できる商品券を、町民に配付し利用していただくことで、町内事業者の消費拡大と地域経済の活性化を図るものです。

それでは、歳出の詳細について説明いたします。

7ページをお開き願います。

7款・1項 商工費、2目 商工振興費、10節 需用費 11万5,000円は、商品券を郵送するための封筒及びコピー用紙に係る費用を追加するものです。

11節 役務費 103万4,000円は、商品券を簡易書留で郵送するための郵便料を追加するものです。

18節 負担金補助及び交付金 4,094万3,000円は、本事業の事業主体となる、木古内商工会に対し交付する補助金を追加するものです。

議案説明資料 資料番号1の23ページに、事業の詳細を記載しておりますのでご参照を願います。

続きまして、歳入の説明をいたします。

6ページをお開き願います。

18款 繰入金、1項 基金繰入金、1目・1節 財政調整基金繰入金 4,209万2,000円は、このたびの補正に係る財源調整です。

説明は以上です。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長(又地信也君) 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 質疑がないようですので、以上で質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決を行います。

お諮りいたします。

承認第1号 専決処分の承認を求めることについては、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 異議なしと認め、本案は原案のとおり承認することに決定をいたしました。

議案第1号 令和2年度木古内町一般会計補正予算(第7号)

議案第2号 令和2年度木古内町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)

議案第3号 令和2年度木古内町国民健康保険病院事業会計補正予算(第2号)

議案第4号 令和2年度木古内町下水道事業特別会計補正予算(第1号)

○議長(又地信也君) 日程第4、議案第1号から日程第7、議案第4号の4件につきましては、関連がありますので一括議題といたします。

一括議題の議案については、議会事務局長から朗読をさせます。

議会事務局長。

○議会事務局長(加藤隆一君) それでは、朗読いたします。

日程第4 議案第1号 令和2年度木古内町一般会計補正予算(第7号)、日程第5 議案第2号 令和2年度木古内町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)、日程第6 議案第3号 令和2年度木古内町国民健康保険病院事業会計補正予算(第2号)、日程第7 議案第4号 令和2年度木古内町下水道事業特別会計補正予算(第1号)。以上でございます。

○議長(又地信也君) 議会事務局長の朗読が終わりました。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長(羽沢裕一君) ただいま一括上程となりました、議案第1号 令和2年度木古内町一般会計補正予算(第7号)、議案第2号 令和2年度木古内町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)、議案第3号 令和2年度木古内町国民健康保険病院事業会計補正予算(第2号)、及び議案第4号 令和2年度木古内町下水道事業特別会計補正予算(第1号)につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

はじめに、議案第1号から説明いたします。

1ページをお開き願います。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ、3,720万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を51億3,561万8,000円とするものです。

補正の主な内容ですが、4ページの第3表 地方債補正は起債額の補正で、補正後の限度額の総額を7億9,420万円とするものです。

このたびの補正の主な内容は、地方創生臨時交付金を財源とする、新型コロナウイルス感染症への各種対策に係る補正です。

2款 総務費は、感染防止のため産業会館内のカウンターにロールスクリーンを整備するための補正です。

3款 民生費は、失業者生活支援助成金、国民健康保険特別会計繰出金、声かけ訪問世帯配布用花購入費、新生児エール給付金、及び児童福祉施設等従事者慰労金の補正です。

4款 衛生費は、新型コロナウイルス感染症対策用備品、及び医療機関支援金の補正です。

7款 商工費は、臨時交付金の財源、及び木古内町観光客誘客事業補助金の補正です。

8款 土木費は、第一佐女川橋汚水管渠移設業務補償費の補正です。

9款 消防費は、渡島西部広域事務組合負担金の補正です。

10款 教育費は、大学生等への経済支援、小中学校の感染予防のための消耗品や備品購入費の補正、パソコン整備事業の財源振替、及びスポーツセンターの外壁・屋外建具改修工事

の財源振替です。

なお、詳細につきましては、総務課長より説明をさせます。

次に、議案第2号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

1ページをお開き願います。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ、430万円を追加し、歳入歳出予算の総額を6億2,603万8,000円とするものです。

それでは、歳出より説明を行います。

7ページをお開き願います。

6款 保健事業費、3項 特別総合保健施設事業費、2目 施設管理費、14節 工事請負費 430万円は、介護予防事業や母子保健事業を実施する健康管理センター内に冷房設備を設置し、環境整備を図ることにより、感染対策のためマスクを着用しながら事業などに参加する高齢者や母子の体調悪化を防ぎ、快適そして安全な環境で事業を実施するため、冷房機を整備する追加補正です。

次に、歳入について説明させていただきます。

6ページをお開き願います。

6款 繰入金、1項・1目 一般会計繰入金、5節 その他一般会計繰入金 430万円の追加は、歳出の追加分を一般会計からの繰入金で調整するものです。

次に、議案第3号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

1ページをお開き願います。

第2条は、本年度予算第3条に定めた、収益的収入及び支出の予定額を補正するものです。

内容は、新型コロナウイルス感染症患者、及び感染症の疑いのある患者に接する医療従事者へ危険手当を支給するものです。

収入の第1款 病院事業収益の既決予定額 14億494万5,000円に500万円を追加し、14億994万5,000円とし、支出の第1款 病院事業費用の既決予定額 14億7,394万3,000円に726万円を追加し、14億8,120万3,000円とするものです

第3条は、本年度予算第7条、議会の議決を経なければ流用することのできない経費の給与費「9億3,700万7,000円」を「9億4,426万7,000円」に改めるものです。

それでは、詳細につきまして、収益的支出からご説明いたします。

7ページをお開き願います。

1款 病院事業費用、1項 医業費用、1目 給与費、節 手当 641万円、及び報酬 85万円の追加は、医療従事者の危険手当です。

資料番号1、議案説明資料の20ページに事業の詳細を記載しておりますので、ご参照願います。

次に、収益的収入を説明いたします。

6ページをお開き願います。

1款 病院事業収益、2項 医業外収益、2目・節 他会計補助金 500万円の追加は、収益的支出で説明をいたしました、危険手当に充当する一般会計補助金です。

次に、議案第4号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

1ページをお開き願います。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ、350万円を追加し、歳入歳出予算の総額を3億2,895万5,000円とするものです。

それでは、歳出より説明を行います。

7ページをお開き願います。

2款 施設費、1項・1目 施設整備費、12節 委託料 350万円は、第一佐女川橋污水管渠移設設計業務委託の追加補正です。

次に、歳入について説明させていただきます。

6ページをお開き願います。

6款 諸収入、3項・1目 受託事業収入、1節 下水道事業受託事業収入 350万円の追加は、歳出の追加分の財源となる一般会計からの補償費です。

議案第1号から議案第4号一括の提案理由の説明は以上です。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長(又地信也君) 提案理由の説明が終わりましたので、これより詳細説明をお願いいたします。

総務課長。

○総務課長(福田伸一君) それでは、議案第1号の詳細につきまして、ご説明を申し上げます。

はじめに、議案説明資料資料番号1について、ご説明を申し上げます。

1ページから4ページには、地方創生臨時交付金事業実施計画(案)を添付してございます。

このたびの補正予算の内容は、主にこの計画に登載された事業ですのでご参照願います。

それでは、歳出より説明を行います。

補正予算書の9ページをお開きください。

2款 総務費、1項 総務管理費、3目 施設管理費、17節 備品購入費 100万円ですが、町民、職員それぞれの感染防止の観点から、庁舎カウンター天井にロールスクリーンを設置し、飛沫による拡散を防ぐための補正でございます。

議案説明資料資料番号1の5ページをお開きください。

こちらに、事業の詳細を記載しておりますので、ご参照願います。

次に、10ページをお開きください。

3款 民生費、1項 社会福祉費、1目 社会福祉総務費、18節 負担金補助及び交付金 300万円の追加でございますが、失業者生活支援助成金で、新型コロナウイルス感染症の影響で失業を余儀なくされた町民のかたに、生活支援を目的として1人、10万円の助成金を交付するための追加補正でございます。

資料番号1の6ページ・7ページに、事業の詳細を記載してございますのでご覧ください。

27節 繰出金 430万円の追加は、国民健康保険特別会計繰出金で、健康管理センターの冷房取付工事に係る費用に対する一般会計からの繰出金でございます。

事業の詳細は、国保会計の提案理由でご説明したとおりでございます。

資料番号1の19ページに、事業の詳細を記載してございますのでご参照願います。

3目 老人福祉費、10節 需用費 10万円ですが、声かけ訪問世帯配布用花購入

費でございまして、花がもたらす心理的効果により、新型コロナウイルス感染症に対する不安や外出自粛等によるストレスの緩和を図ることを目的に、声かけ訪問世帯の対象世帯に花を配布するための追加補正でございまして。

資料番号1の8ページに、事業の詳細を記載してございますのでご参照願います。

次に、11ページをお開きください。

2項 児童福祉費、1目 児童福祉総務費、18節 負担金補助及び交付金 245万円のうち、新生児エール給付金 100万円は、新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言下や、新しい生活様式が普及していく状況下で生まれた新生児を抱える世帯の経済的負担を軽減するため、国の特別定額給付金の基準日の翌日以降に生まれた新生児に対し、特別定額給付金と同額の1人、10万円の給付金を支給するための追加補正でございまして。

資料番号1の9ページに、事業の詳細を記載しておりますのでご参照願います。

その下、児童福祉施設等従事者慰労金 145万円は、認可保育所の木古内保育園、永盛保育園、認可外保育所の木古内町病院事業保育室、及び木古内町学童クラブの従事者が、慢性的なマスクや消毒液の不足による感染のリスクを負いながらも感染症防止対策を徹底し、保育等を必要とする保護者の安定的な生活と社会福祉機能を維持し続けていることを慰労し、さらなる感染症予防への取り組みを支援するため1人、5万円の支給をするための追加補正でございまして。

資料番号1の10ページに、事業の詳細を記載してございますのでご参照願います。

次に、12ページをお開き願います。

4款 衛生費、1項 保健衛生費、2目 予防費、17節 備品購入費 310万円は、新型コロナウイルス感染症対策用備品で、多くの方が利用する公共施設等での感染拡大防止のため、非接触体温計15個及びサーマルカメラ2台を購入し、利用者の安全安心を図るための追加補正でございまして。

資料番号1の11ページに、事業の詳細を記載してございますのでご参照願います。

18節 負担金補助及び交付金 500万円は、新型コロナウイルス感染症対応医療機関支援金で、新型コロナウイルス感染症に対する重点医療機関として、感染者に医療提供する医療機関に対し支援金を交付し、危険手当の支給に係る経費を支援するための追加補正でございまして。

資料番号1の12ページに、事業の詳細を記載しておりますのでご参照願います。

次に、13ページをお開き願います。

7款・1項 商工費、2目 商工振興費は、7月3日付で専決処分させていただきました木古内エール商品券補助金に係る財源の一部を、一般財源から臨時交付金に財源振替するものでございまして。

資料番号1の23ページに、事業の詳細を記載してございますのでご参照願います。

3目 観光推進費、18節 負担金補助及び交付金 505万9,000円は、木古内町観光客誘客事業補助金で、新型コロナウイルスの流行に伴い落ち込んだ観光客の誘客及び町内の消費拡大を図るための追加補正でございまして。

資料1の13ページをお開き願います。

木古内エール・トラベルクーポン事業は、町内の宿泊施設に宿泊する観光客を対象に、1人、1泊3,000円分の町内の飲食店等で使用できるクーポン券を配布するもので、事業費は39

5万3,000円でございます。

木古内エール・スタンプピンゴラリー事業は、町内の対象施設を利用しスタンプを集めて応募されたかたに抽選で町の特産品をプレゼントするもので、事業費は110万6,000円でございます。

次に、予算書のほうですが、14ページをお開きください。

8款 土木費、2項 道路橋梁費、1目 道路維持費、21節 補償・補填及び賠償金 350万円は、第一佐女川橋污水管渠移設業務補償費で、橋を廃橋とすることについて地域との協議が整いましたことから、橋梁に添架されている污水管の移設に係る設計業務を下水道事業特別会計が行うための追加補正でございます。

次に、15ページをお開き願います。

9款・1項・1目 消防費、18節 負担金補助及び交付金 514万円は、渡島西部広域事務組合負担金で、消防業務は感染リスクが非常に高いことから、新型コロナウイルス感染予防対策として、木古内消防署に必要な資器材、備品等を整備するための追加補正でございます。

資料番号1の14ページから16ページに、事業の詳細を記載しておりますのでご参照願います。

次に、16ページをお開き願います。

10款 教育費、1項 教育総務費、2目 事務局費、10節 需用費 240万円は、学生等就学エール事業物品購入費で、新型コロナウイルス感染症の影響を受ける大学生等への支援を行うことにより、意欲と能力のある者が経済的理由により就学の継続を断念することがないよう支援を行うもので、対象者1人あたり3万円分の電子マネーカード、若しくは図書カードを給付することとし、対象者数は80人を想定してございます。

11節 役務費 10万円は、電子マネー等を送付するための郵便料でございます。

資料番号1の17ページに、事業の詳細を記載しておりますのでご参照願います。

次に、17ページをお開き願います。

2項 小学校費、1目 学校管理費は、新型コロナウイルス感染症対策として、児童生徒、教職員等の感染症対策に必要となる物品や保健衛生用品を購入するための追加補正で、10節 需用費 71万1,000円は、手指消毒器や扇風機、消毒液等、17節 備品購入費 31万3,000円は、ドラム式洗濯乾燥機及び掃除機を購入するための追加補正でございます。

資料番号1の18ページに、事業の詳細を記載しておりますのでご参照願います。

2目 教育振興費は、6月定例町議会で議決をいただきました国のG I G Aスクール構想に基づくインターネット環境整備やタブレット端末の整備に係る財源の一部を、町債から臨時交付金に財源振替をするものでございます。

次に、18ページをお開きください。

3項 中学校費、1目 学校管理費は、小学校費と同じく新型コロナウイルス感染症対策に係る費用の追加補正で、10節 需用費 62万6,000円は、扇風機やデスク仕切り板、消毒液等、17節 備品購入費 40万7,000円は、非接触電子体温計、ドラム式洗濯乾燥機及び掃除機を購入するための追加補正です。

資料番号1の18ページに、事業の詳細を記載してございますのでご参照願います。

2目 教育振興費は、こちらも小学校費と同じく国のG I G Aスクール構想に基づくインターネット環境整備やタブレット端末の整備に係る財源の一部を、町債から臨時交付金に財

源振替するものでございます。

19ページをお開きください。

5項 保健体育費、2目 保健体育施設費は、6月定例町議会で議決をいただいたスポーツセンター外壁・屋外建具改修工事に係る財源を、臨時交付金に財源振替するものでございます。

次に、歳入についてご説明をいたします。

7ページをお開きください。

14款 国庫支出金、2項 国庫補助金、1目・1節 総務費補助金 1億2,178万円の追加でありますが、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金2次配分額のうち、このたびの補正予算の財源分の補正でございます。

4目 土木費補助金、1節 道路改良費交付金 136万4,000円の追加は、橋梁長寿命化事業交付金で、歳出で説明いたしました第一佐女川橋汚水管渠移設業務補償費の追加補正に伴う歳入の補正でございます。

5目・1節 教育費補助金 102万8,000円の追加は、学校保健特別対策事業費補助金で、小学校費、中学校費の新型コロナウイルス感染症対策に係る消耗品費や備品購入費の追加補正に伴う歳入の補正でございます。

18款 繰入金、1項 基金繰入金、1目・1節 財政調整基金繰入金 3,296万6,000円の減額は、このたびの補正に伴う財源調整でございます。

次に、8ページをお開きください。

21款・1項 町債、6目 教育債、1節 教育施設整備事業債 1,800万円の減額は、小学校費、中学校費のGIGAスクール構想に基づくインターネット環境整備やタブレット端末の整備に係る予算の財源の一部に臨時交付金を充当することとしたための減額でございます。

2節 保健体育施設整備事業債 3,600万円の減額は、スポーツセンター外壁・屋外建具改修工事に係る財源として、臨時交付金を充当することとしたための減額でございます。

以上で、説明を終わります。よろしくご審議をお願い申し上げます。

○議長(又地信也君) 議案第1号の詳細説明が終わりました。

議案第2号から4号までは、詳細説明がございませんので、以上で詳細説明を終了いたします。

提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

8番 廣瀬雅一君。

○8番(廣瀬雅一君) 8番 廣瀬雅一でございます。

一般会計12ページの17節 備品購入費に関してでございます。資料番号11ページ、町内イベント等における安全・安心確保事業なんですけれども、これ非接触体温計及びサーマルカメラの購入費ということになっております。大変、水際対策ではよろしいかなと思っておりますけれども、こういう機械を設置するにあたって、必ず対象者が出てくると想定されております。その対象者に対して、そういう人が発見された場合に、それに関しての対応マニュアル等お考えなのか。また、町内在住者がそれで対象になった場合に、その後の例えば検査体制なり、そちらのほうのマニュアルというのかそっちの整備のほうは、どうなっているの

かちよっとお伺いたします。

○議長(又地信也君) 副町長。

○副町長(羽沢裕一君) 非接触型の体温計、それとカメラですね。通過すれば体温を測定できるサーマルカメラの設置、そしてその際に発熱者がいた場合の対応マニュアルというお尋ねです。

そのことにつきましては、まずは当然安心安全ということで、このカメラ等を設置するわけですけども、発熱者がいた場合には、それを使用する想定は様々な人を集める事業、それと道の駅には町の中で一番たくさんの場所から人が集まってくる場所ということもありますので、そこには1台は常設しようと思っております。そこで、発熱があるかたについては入場、事業への参加等はまずはお遠慮いただくという形をとろうということを考えております。そして、その上で現在も発熱のあるかたは、渡島保健所等へのご相談してくださいというアナウンスをしておりますので、そのような対応をとらせていただければと思っております。町としてのマニュアルは特段、整備は現時点ではしておりませんので、あくまでも保健所等への指導に沿った形で、受診等をしていただければというふうに進めていきたいと思っております。以上です

○議長(又地信也君) 8番 廣瀬雅一君。

○8番(廣瀬雅一君) 8番 廣瀬雅一でございます。

道の駅に設置されるということなんですけれども、そういう対象者が現れた場合は、道の駅の対応で任せるという認識でよろしいですか。

○議長(又地信也君) 副町長。

○副町長(羽沢裕一君) その認識のとおりでございます。以上です。

○議長(又地信也君) ほかに質疑ございませんか。

8番 廣瀬雅一君。

○8番(廣瀬雅一君) 次に、一般会計14ページ、よろしいでしょうか。ここの土木費、21節でございます。これは、佐女川橋汚水管渠移設業務となっております。補償・補填及び賠償金 350万円というところなんですけれども、これについては資料等々なかったもので聞いたかったんですけれども、これは移設にあたっての土地の収用の金額ということでよろしいでしょうか。

○議長(又地信也君) 建設水道課長。

○建設水道課長(構口 学君) 廣瀬議員のご質問にお答えいたします。

これの下水道管の移設に関わります設計を行います。一般会計で行いますが、対象が下水道なものですから、下水道会計へ補償をするということで、予算項目としては補償ということで行っておりますので、土地の収用とかそういったことではございません。以上です。

○議長(又地信也君) ほかに質疑ございませんか。

(「関連」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 1番 平野武志君。

○1番(平野武志君) 1番 平野です。

たったいま廣瀬議員の質問で、カメラを設置して発熱者をいち早く感知しようという。ただ、その後の対応がやはり町としてマニュアルを作っていないっていうのちょっと問題あるんじゃないですか。いま道の駅に任せて、道の駅も今後じゃあどのようなことをやるかって

というのは、公社との相談だと思うんですけども、やはりこれから木古内町への観光客誘客事業もやる中で、全国から人が訪れるかもしれない。また、今後の世の流れでは、コロナ感染者が相当まだまだ第二波・第三波がある中、多くの人をじゃあ町内に招き入れるのかってこのあとの質問につながるんですけども、まずはせっかくこの対策をした中でカメラで発熱者を見つけた人に対して、しっかりどうするっていうのを町としてマニュアル化していなければ、そのあとの事業にもちょっと賛同できない気持ちになるというのか、やはりその辺病院でしっかり発熱患者の外来も作っているぐらい対応しっかりやられているので、その辺と協議してやはり今後でもマニュアル化するべきだと思いますけれども、いかがでしょう。

○議長(又地信也君) 副町長。

○副町長(羽沢裕一君) お答えします。現時点でという先ほどご説明申し上げましたとおり、サーマルカメラにつきましても様々な機能がございますので、それらを踏まえて今後、導入までにしっかりとどのような運用をしていくかというマニュアル化はしていきます。

そして、発熱者の対応につきましては、あくまでも病院受診を促すなり、渡島保健所へ相談していただくということが最優先となりますので、そのようにしっかりと案内をしていきたいと思っております。以上です。

○議長(又地信也君) ほかに。

6番 新井田昭男君。

○6番(新井田昭男君) 私のほうから、3事業の部分についてちょっと、2事業ですね。一つは、議案書10ページの民生費、社会福祉費、老人福祉費ですけどもこれは前回、全員協議会の中でもいろいろ説明、お示しあったんですけども、ちょっとその中で確認をさせていただきたい部分がございます。

内容はいま言ったように、新型コロナウイルス感染に関わる部分の不安や自粛等によるストレスの解消、これを図るんだと。もちろん大変良いことでありますし、ただこの金額が10万円っていう金額がこれどういう観点から。250の内訳が出ているんだけど、400円っていう花の基準がどういう発想でそうなったかちょっとお示しをいただきたいのと、それといわゆる方法ですよ。例えば配布の方法はどういうふうなことの状況で考えられているのか、まずこの2点について、お知らせしてください。

○議長(又地信也君) 保健福祉課長。

○保健福祉課長(吉田 宏君) まず、花の単価の400円の発想ということですけども、以前に私のほうで別な事業の時に、お花を配布等行った時に、これよりも少し安い金額で配布が可能であったということで、この金額についてはそれより少し上乗せした金額で、お花の業者さんとも相談した中で、決めたところです。

それで、配布の方法につきましては、声かけ訪問世帯の声かけ訪問員に花をそれぞれの世帯に回る時に配布してもらおうということを考えております。具体的には、花の値段が落ち着く9月に入ってから、その前に社協の声かけ訪問員さんのほうから訪問する予定を作っていたきまして、それをお花屋さんのほうに「この日何件分、この日何件分」ということで、改めて用意していただきまして、それを毎日取りに行っていて、それを配布していただくというようなそのような方法で考えております。以上です。

○議長(又地信也君) 6番 新井田昭男君。

○6番(新井田昭男君) だいたい意味はわかりましたけれども、なぜ花なのかなというよう

ちょっと思うんだけど。それと、金額がどうこうっていうことではないんだけど、方法としてはいま言ったように社協の皆さんから手を借りてというようなこともありましたけれども、これ町内会単位でもかえってそのほうがいいんじゃないかなということもちょっと思っているんだけど、別に400円が例えば1,000円であったって何も問題ないわけで、金額も400円にこだわったって言えば変だけれども、「花」という一つのことなんだろうけれども、方法とすれば別に町内会のほうがなんか現状が詳しくわかっているだろうし、そういう部分でいけばもっときめ細かいご提案ができるんじゃないかなというような気がしたものだから、その辺はどうなんだろうか。

○議長(又地信也君) 町長。

○町長(鈴木慎也君) 新井田議員の再質問にお答えさせていただきます。

なぜ、花という部分でございます。ここの趣旨・目的に書いているとおりなんでございますが、これは本来であれば休業要請中のゴールデンウィーク、この期間中にサラキ岬のチューリップ、そして札幌の村上芝桜です。こちらのほう楽しんでいただけた町内の高齢者の方々、そして一部施設の方々、また町内会のかたがボランティアとして高齢者のかたを連れて行って、毎年お花を楽しみにしていたとそういった声を町民のかた、そして一部の団体のかたからそういった声を受けました。ですので、本来であればゴールデンウィーク期間中、きれいな花を見ながら楽しんでいただきたかった、けれども休業要請によってそれを叶わなかったと。

そういったことから町といたしましても、何とかできないだろうか。それを形にしたのが花でございますので、新井田議員ほかにも花以外にも支援の方法があるんじゃないかとおっしゃるとおりかと思えます。そしてまた町内会単位、こちらに関しましても私も考えたんですが、花の配布事業という部分では、いまお話をさせていただいた趣旨・目的でございますので、町内会単位の支援等につきましては、また今後の課題と。そして、次の第3次について十分に検討していきたいとそうふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。以上です。

○議長(又地信也君) 6番 新井田昭男君。

○6番(新井田昭男君) 事業そのものがどうのこうのということでは、ちょっと内容が私なりに個人的な部分でもっとやり方があるのかなというような思いがあったものですから、その部分ちょっと聞きました。わかりました。

あと、木古内観光客誘客事業っていうことで、これは議案書13ページですね。これも説明の前の全員協議会の中では分けて説明いただいていますけれども、一つはトラベルクーポン券とかエールスタンプビンゴラリーということで、これ一つの事業という形で搭載されているんですけれども、まずこれに関してはいま国で盛んにどうだこうだやっていますけれども、いわゆるG o T oキャンペーンのミニ版みたいな展開なんでしょうけれども。いろんな先ほど平野議員からも言われたように、まだまだ感染の状況でいけば予断を許さないというような状況にある中で、当然思い切った中での政策なんでしょうけれども、その辺が懸念されるところなんだけれども、まずこの費用の問題で印刷製本、例えば資料の3ページです。

3ページを見るとまずトラベルクーポン券、これ印刷製本が40万円ですよ。こんなにやはりかかるものなんですか。まずこれが一つと、それとスタンプラリーの部分もそうなんだけれども、これ印刷製本費が21万円、スタンプ費が10万円、事務費等が29万円で、事業費から見たら55%ぐらいの手数料っていうかなんか事務費がかかるわけだよ。この半分以上のも

のがなんか還元できないっていう部分でいけばすごくちょっと違和感あるんだけど、まずこの辺の数字のあり方について、ちょっと説明いただきたい。

○議長(又地信也君) 産業経済課長。

○産業経済課長(片桐一路君) まず、トラベルクーポンの関係です。

まず内訳を説明いたしますと、印刷製本費が12万7,000円、これはクーポン券を3,600枚、印刷する製本費でございます。さらに、周知用のチラシです。こちらは、クーポンを利用されるお客様に対して配るチラシ、こちらを1,500部印刷するというので、6万6,000円を計上しております。

あと、役務費はこれは振込手数料としまして、事務費が15万円、これは消耗品費等でございます。こちら観光協会のほうに事業をお願いする形になりますので、そこら辺の予算の内訳ということになります。

さらに、スタンプビンゴラリーのほうなんですけれども、こちらチラシの台紙がA3サイズで6,000枚をいま印刷する予定でございます。これが17万9,000円ということで、あと周知用のポスターもA1サイズ、こちらはスタンプビンゴラリーをやっていますというようなことを示すようなポスターです。こちらは100枚、A1サイズでございますけれども。

あと、広報宣伝費としましてのぼり旗もいま設置をする予定でございます。こちらが35枚で、5万円ということになっております。こちら観光協会のほうに、いま事業を行っていただくように要請しております。以上です。

○議長(又地信也君) 6番 新井田昭男君。

○6番(新井田昭男君) いま担当課から説明をいただきましたけれども、やはりちょっとこの辺の資料を提示していただきたいですよ、まず。これちょっと要望したいです。

特に、エール・スタンプビンゴラリーに関しては、事業費が110万円なんです、これいま記載になっているのは、いくらかこそはあるんでしょうけれども。これに対してやはり55%以上の経費がかかるっていうのも、これもちょっとなんかあまり聞かないよね。この辺はかかるんだっていうようなことなんだろうけれども、例えば印刷なんか別に製本って町内だけだから、ある種。これは何も製本できちんとした印刷物でなくても、私は良いと思うんだけど。やりくりすればその辺はいろいろあると思うんだけど、まずいずれにしろ、経費の明細の資料をちょっと提示していただきたい。いますぐとは言わないけれども、後ほどそれをお願いしたい。

それと、この期間なんだけれども、例えばトラベルクーポン券の事業っていうのは、来年の3月末ですよ、期限が。だけれども、こっち当然内容違うよっていうことなんだろうけれども、例えば木古内エール・スタンプビンゴラリーの部分に関しては2月の28日でしょう、最終的に。これなんで違うのかな。まず、これ1点。

それと、問題は先ほど平野議員からも出たけれども、もちろんやることはいいんだけど、いわゆる感染に対する私も同じ考えなんです。その参加していただく30店かな、ホテルも含めていろいろあるんだろうけれども、そこに対しての感染予防のさらなる要請っていうか、おそらくいまの状況で見ていると、ほとんど行政と保健所の絡みっていうのは、あまり聞こえてこないんだよね。テレビなんかでも当然見ているんだと思うんだけど、これは良いことはぜひ真似してほしい。例えば、神奈川県でやっているようなお店に対して例えば飲食店、私の店はこれだけ知事お墨付きの感染対応・対策を講じているんだっていう

こういう証書を発行したらいいんじゃないですか。客が選ぶようにすればいいんですよ、そのお店を。一つの例だけけれども、そういう部分も含めて、やはり良いことは横展開してくださいよ。それがやはり感染防止の大きなポイントになるはずなんですね。いまの状況だとかなんかもう各お店任せじゃ私も具体的にはわからないけれども、そんな感じをする。だから、こういうふうなことをやることはもちろん良いことですし、ただそのあとのいまの状況でいくと、二の矢三の矢の感染状況が可能性としてはあるんだと。たまさかいま木古内がこんな状況で、この道南地区はあまりないんだけれども、でも万が一こういう展開の中で、「やあやあ」っていうことになるのかもしれない。やはりいま言ったように、保健所とのもうちょっと連携を深めて、極論言うならば抜き打ちでやりましょうってぐらいの店舗には悪いんだけれども、ただあまりにもちょっと客目線でやはり見てもらわないと、自分ところの目線で見たってどうもならないあれだから。だから、そういう部分をもうちょっと行政としてどう考えるか。こういうことをやることはいま言ったように非常に良いことですし、私は別に否定はしませんけれども、ただそういう体制作りをどう思っているのか。

それともう一つ、あと1点。町長は、非常事態宣言出る前に「木古内に来るな」、言葉悪いけれども「来ないでよ」と言ったのかどうか前にそういう説明もあったんだけれども、ただやはり解除があった時に「これから来ていただきたい」ってお示しをなんかないのかなと思って。その辺もちょっと聞きたいんだけれども、私の言っていることが間違っていたらごめんね。それは申し訳ないけれども、私は何も「来るな」とは言っていないんだということであればそれでいいんだけれども、ただなんかそんなふうに「木古内に来るな宣言」がどうだこうだっていうような私もちょっと耳にしたし、なんか説明もあったはずなんだけれども、その辺の3点ぐらいかな、ちょっとお知らせしてもらいたい。

○議長(又地信也君) 産業経済課長。

○産業経済課長(片桐一路君) まず、資料については後ほど提出させていただきます。

あと、ビンゴラリーの終期が2月の28日がなぜなのかということなんですけれども、こちらは一応28日でスタンプビンゴラリーのほうの受付は終了しまして、それからうちのほうで応募者に対する抽選を行いますので、そこで1か月余裕を持たせていただいております。

○議長(又地信也君) 副町長。

○副町長(羽沢裕一君) 北海道との連携の部分、それと町長が発信しましたゴールデンウィークに限ったものですけれども、「木古内町へは来ないでください」という宣言、この2点。

まず、1点目の北海道と渡島保健所などとの連携については、しっかりと随時行っているところがございますし、また町内の飲食店に対しましては、新しい北海道スタイルの実践ということで、協力していただける飲食店については、A3版の大きさですけれども、店名を入れて店内等に掲示をしていただいているというところがございます。

また、2点目のゴールデンウィークに限ったもので、「来ないでください」の宣言、そして今度は「来たらどうか」ということですけれども、そこはご承知のとおり、いまま首都圏・札幌ではまだまだ感染者が増えたり減ったり増減している状況にもあります。当然それらの感染状況を踏まえながら、北海道・国、さらにもしっかりと注視した中で、町としてどのように発信していくかというのを考えていきたいと思っております。以上です。

○議長(又地信也君) 6番 新井田昭男君。

○6番(新井田昭男君) どうも矛盾している部分もないわけでもないですよ。こういうG

○T○キャンペーンみたいな形でやるんだよってということで、いま資料もいただいているんだけど、一方ではやあやあやあ、まだまだ感染があるからあまりちょっと声高々に木古内へ来てとは言えないんだよとか、なんか矛盾している部分感ずるんだけど。ただ、その辺はいろいろ諸事情があるとはわかる、理解する。ただ、いま言ったように保健所の絡みは、A3版のいろいろやっているよってことのお示しはしているんだろうけれども、ただ行政としても例えば行政のお墨付きをいただくようなそういうやはりシステムもありじゃないかと思う。そうすると例えば地方のお客さん、地元以外のお客さんが来てもこれだけやはり木古内は一生懸命防止対策を取っているんだな、各飲食店の皆さんにもご理解いただきながら指導しているんだなっていうことをやはりわかってもらえると思うんですよ。その辺なんだよね、思うのは。だから、いろいろ道のやり方だ、お国のやり方だ、それはもちろんいいんだけど、やはり町内としても町内独自のそういう感染防止対策をもっともっと構築してもいいのかなとは思っているんだけど。だから、その一つとしては提案なんだけれども、先ほど言ったように個々でということもそうだけれども、行政としてもここのお店に関しては、もうやっているっていうお墨付きを下に、行政もやっているんだというお墨付きをある一定のやり方でその提案というかやってもいいんじゃないかなと思うんだけど、どうなんでしょう。

○議長(又地信也君) 町長。

○町長(鈴木慎也君) 新井田議員のお尋ねですが、行政としてももう少し例えば事業者さんだったり、町民と一緒にやっているんだと。行政もリーダーシップを取って感染防止をしっかりとお示ししながらも、外からお客さんを呼ばなきゃ、事業活動。この相反する部分っていうのが非常に今回この新型コロナにおいて、重要な問題だと認識しております。

それで、先ほど新井田議員からございました件につきましてですが、実は「エール飯」という旗を就任後すぐ5月、各店舗さんに店先にかけていただいたんですが、今回、スタンプビンゴラリーこちらのタイミングで、「木古内エール」という旗を実はもう作成、デザインの段階に入っております。こちらは、いわゆる需用費という部分でございますので、議案には上がってきていないんですけれども、まさに新井田議員がいまおっしゃった質問のことだろうと思います。一応、町といたしましても新井田議員おっしゃること、私も非常に重要なことだと認識しておりますので、しっかりとPRもしながら感染防止対策もしていかなければいけない。またに命と暮らしを守りながら、暮らしと経済を立て直す、ここの本当に相反するこの期間、何とか行政も議員の皆さんと力をあわせて、町民のかた、そして各店舗さんの声もしっかりと聞いて、何とか皆さんと一緒に乗り越えていきたいとそうように思っておりますので、今後とも様々なご意見をいただきながら、我々も一生懸命努めてまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。以上です。

○議長(又地信也君) 9番 竹田 努君。

○9番(竹田 努君) 今回の補正については感染症対策、それと経済対策、それを地方創生交付金で事業展開するっていう部分が主たる部分です。まず、いっぱいあるものですから順次質問したいと思います。

1点目は、産業会館のロールスクリーン、これは窓口対応だけなのかどうなのかっていう部分をまず確認。

それと産業会館、役場はロールスクリーン、例えば病院に行けば手作りの何て言うんだろ

う、あれはビニールっていうのかな、それを下げている。一番やはり感染症対策で気を遣わなきゃない、病院事業に対する部分が役場の庁舎だけ整備をすればいいっていう考えでいるのか、それとも病院事業会計ですから、自分でそういうものを整備しなさいっていうのか、せっかくやはり地方創生交付金を有効に活用するのであれば、そこまでやはり検討してもいいんじゃないかってそういう思いです。

それと、次に2点目が失業者生活支援助成、この辺についてはコロナ関係で職を失ったかたへの10万円の支給ですからそれはいいんですけども、この失業者の状況把握確認っていうか、そういうものをどうしているのか、どういう部分でこういうかたが30名くらい出てきたっていうことを把握したのか、雇用保険との絡みもあるし、まだこの部分の事業のチラシ等も出ていない中で、約30名ぐらいいるであろうという把握に仕方をしたのかっていうのがちょっと。

それと三つ目は、声かけ訪問は今回花をプレゼントして不安の解消を図るっていうその趣旨は理解をするんですが、花と一緒に例えば消毒液だとかそういうもの等は検討しなかったのかどうなのか。

それと、11ページの児童福祉施設従事者支援、これ各保育所等の保母さんに5万円を支給する。それは、理解はします。ですけども、前から言っているように、感染リスクの高いであろう福祉施設、特養あるいはグループホーム含めて、あと社会福祉協議会の行っている例えばヘルパー事業、高齢者のかたと直接接するわけですから、感染リスクも非常に高いっていうふうに思っています。確かに児童についても感染させないための手立ても必要かもわからないけれども、そして今日まで福祉施設で感染が出ていないってことは、その施設内の努力があってこの今日に至っているのかなっていうふうに自分はそういう理解をしているんですよね。そこでなぜ福祉施設の部分を取り上げなかったのか、必要ないっていうのかってそういう見解をお願いしたいと思います。

それから、12ページの予防費で備品購入、非接触体温計とサーマルカメラ、ここの説明資料のタイトルが「町内イベント等における安全・安心確保事業」こうなっているんですよ。

私は、やはりこのタイトル見た時にいまイベント開催もお祭りも中止、その中でワクチンもまだ進まない、そういう中で以前としてイベント等については自粛だろうと思っているんですよ。このカメラも1台、140万円、先ほど副町長から1台は道の駅に常設する。この表題に「町内イベント等における」っていう部分、それであれば公共施設にこのカメラを設置するだとかそういうふうになるべきでなかったの。我々この資料見た時には、全然道の駅に配置する、産業会館に配置するなんてそういうイメージしていなかったんです。あくまでもイベント、「等」になっているけれども、イベントが少なくなっているのに2台じゃなくて当面1台でいいんじゃないのと思っていた。そして、内容聞いたら1台は道の駅に常設する。ただ、カメラ常設するだけで自動的にブザーでも鳴る仕組みだったらいいよ。そうでなければ、誰か人員配置しなきゃないでしょう。その辺のところはどうもやはり資料の作りにしても我々、ここにきてはじめて「ああ、そうなの」っていうふうにわかるようななんか資料に思える。

先ほどのそれから同じく12ページの感染症対策の医療機関の助成にしても病院事業独自で220万円ほどの持ち出しをして危険手当、これを補填しているって。これについては、これからは続く継続される事業っていうか危険手当の支給になると思いますので、その辺やはりいまきょうは小澤管理者も来ておりますので、現段階での病院の経営状況はどうなんだって

というのが我々心配なんです。その辺についても支障のない範囲でお答えしたいと思います。確かにここで資料に書いているように、「北海道から重点医療機関の役割を設定された医療機関」って。ですからイコール、国保病院なのかなっていうふうに思っています。ただ、医療って考えた場合に町内に大江さんも個人の医療機関もありますし、大江さんでは感染予防何もその貢献がなかったのか、あくまでも道からの重点医療機関ってこういう役割の中でのこの支援なのかどうなのかっていう部分。

それと、13ページの木古内町観光客誘客事業これについてはクーポン券、これを町外から来るかたに喜んでいただく一つの経済対策だと思っています。ただ、連泊の5日間、連泊でなければだめなのか。例えば、3日泊まって一度帰って、2日後にまた来た、そういうかたは何回でも例えば利用できるっていうふうに思うんですよね。ただ、俗人での指定なのか、あくまでも連泊について2日間は支給するっていう考えなのかどうなのか。

それとビンゴラリー、確かにここで町内の施設を利用したかた、最終的には抽選で特産品をプレゼントしますって。ただ、一般的にビンゴってなればビンゴが成立した時点で、例えばそれで終わりなのかなって。だから、抽選ってなっているけれども、最終的には早い者勝ちなのかなっていうそういう認識があるんですよね。せっかく効果を出すのであれば、9月にはじまって6か月後に例えば抽選をして、品物・特産品を受け取るって、ちょっと長すぎるんじゃない。そうだとすればだよ。私は、ビンゴだからビンゴを成立した時点でこの特産品、早い者勝ちで特産品の恩恵が受けられるってそう理解したものですから、その辺のそうなのかそうでないのか、半年後でなければ特産品プレゼントされないのかというふうに思います。

それから、17ページの小学校・中学校費で、今回の中で掃除機等が小学校・中学校に一応備品で整備される。これは、やはり児童生徒が使う掃除機だっという捉え方をそうなのかどうなのかっていう確認をしたいと思います。

それから、国民健康保険事業の健康管理センターの環境整備、これは例えば介護予防、母子保健、熱中症対策だとかいろんなことを考えれば、やはり空調はというか冷房施設が必要だっというふうに。これ例えば、430万円の冷房だけの設備だとすればちょっと高いなっという思いはあります。本来であればワンフロアだけ、例えば集会室というか健康管理センターの集会室だけをあれするとなったら、430万円もかからなくて整備できるのかなって。それとも、全館っというかフロア全部を例えば冷房するっという考えなのかどうなのかっていう部分。ちょっとたくさんありますけれども、一つずつ順次答弁願います。

○議長(又地信也君) 暫時、休憩をいたします。

休憩	午前11時14分
再開	午前11時25分

○議長(又地信也君) 休憩を解き、会議を再開いたします。

9番 竹田 努君に対しての答弁を求めます。多岐にわたっており、10点ほどありますので、答弁者側誰からですか。

副町長。

○副町長(羽沢裕一君) それでは、10点のうちのみまず1点目ロールスクリーン、病院事業そ

れから役場庁舎内二つとも検討しなかったのかという点について、お答えいたします。

ご指摘のとおり病院の窓口につきましては、すでに手作りと言いますかロールスクリーンのようなものがすでについておりましたので、このロールスクリーンを事業化するにあたっては、病院をまずは検討するということが、もうすでに付いているということで、事業の中からは省いておりました。あくまでも役場庁舎内の窓口へ来られる町民、そして職員の飛沫防止感染という観点で、庁舎内へのロールスクリーンの設置ということで、このたび事業化を提案したところでございます。1点目につきましては、以上です。

○議長(又地信也君) 2点目、町民課長。

○町民課長(吉田廣之君) それでは、失業者の把握ということでのご質問でございますが、この新型コロナウイルスによる失業者の実態把握というのは、できておりません。ただ、予算を積算する段階で、まずは当町のパート・アルバイトの人数を出しました。それは、庁内調査等から推計をしております。約300人くらいだということで、その10%程度がこの失業者にあたるのではないかとということで、推計をしております。その他個人事業主で、新型コロナウイルスにより廃業したものが1・2名程度ということも推計しておりますので、足した中で約30名ということなので、その30人分を予算化しております。以上です。

○議長(又地信也君) 次、3点目、保健福祉課長。

○保健福祉課長(吉田 宏君) 声かけ訪問の花の配布の際の消毒液の検討はしなかったのかというようなお尋ねでございますけれども、現状、石けんや手洗い洗剤等での手洗いを十分丁寧に行うことによって、その効果が得られるということから、消毒液の配布の検討については、行っておりません。以上です。

○議長(又地信也君) 4点目、副町長。

○副町長(羽沢裕一君) 福祉施設の5万円の支給の事業でございますけれども、これにつきましてはまず医療機関、それから介護、障害分野にお勤めのかたについては、すでに国の制度で慰労金として支給されることが予定されております。このたび町として考えたのは、ここからこの制度に拾われない方達で、このコロナのリスクを背負いながら勤務された保育園、学童クラブに従事するかたがそこに該当いたしますので、その国の制度で拾えない方達について、町として慰労していきたいということで、この事業を提案したものでございます。以上です。

○議長(又地信也君) 5点目、備品購入関係、保健福祉課長。

○保健福祉課長(吉田 宏君) 資料の11ページの町内イベント等における安全・安心確保事業という表現が適切でないのではないかとということのお尋ねですけれども、申し訳ありません。この表現につきましては、「町内事業等」というようなことが現状で言うと適切なかなというふうに考えております。いずれは、町内イベント等でも活用していきたいということではございますけれども、現状、竹田議員のおっしゃるとおり、イベントはなかなか開催できないという中では、ちょっとこの表現は適切でなかったかなというふうなことも思っておりますので、申し訳ありません。

それで、サーマルカメラの設置場所等につきましては、先ほど副町長からも申し上げましたとおり、道の駅とそれともう1台は様々な事業でその都度、移動させながら活用するというようなことでございます。このサーマルカメラにつきましては、現状想定しているものにつきましては、発熱者がいますとブザーが鳴るということで、それとメール等で通知がされ

るようなものを想定しておりまして、常時の人員配置が不要となるようなものを現状想定しております。以上です。

○議長(又地信也君) 6点目、病院事業事務局長。

○病院事業事務局長(平野弘輝君) 対応医療機関支援事業について、お答えいたします。

まず、危険手当に対する病院での負担はあるのかというようなことですが、資料に載っているとおり、1年間726万円想定しておりまして、町としてはこの事業に対して500万円頭打ちで支援いただくということになっていますから、これについては病院も負担をしながら危険手当を支給していくと。こちらの危険手当につきましては、指定感染症に搭載期間支給することになりますので、2年目・3年目以降もワクチンや特効薬が出なければ、危険という意味合いでは出すことになるのかなというふうに想定しているところでございます。

2点目の病院の経営状況につきまして、ご質問がありました。

この4月から6月の3か月間で、利益ベースで5,000万円の赤字になっております。ですので、この状況が続けば1年間で2億円ぐらい現金がなくなるかというようなかなり厳しい状況が続いております。詳細については、やはりコロナウイルスが発生している医療機関ということもあるのか、夜間の救急患者さんが2月から6月までで5割減っている。前年度610人夜間救急患者さんがいたんですけども、今年度は210人になっているということと、あと初診患者さん。既往症がなくて、突然発熱したりお腹が痛くなったりしてかかられる患者さんが昨年は1,060人いたんですが、ことしは646人ということで、40%減っていると。病院の経営は初診患者さんが当院を受診されて、かかりつけ医になって、必要に応じて入院していくというスタイルでやっておりますから、この初診患者さんが減るとするのは、かなり厳しい状況だと。これがコロナ負担が増えてくるかというのもわかりませんので、厳しい状況というのはいつまで続くかというのも非常に不明でございます。

3点目の重点医療機関についての役割というようなことで質問がありましたけれども、コロナが北海道内で流行期であった場合における対応としまして、渡島医師会については、発熱で一般感染症の疑いのある患者については、インフルエンザ検査を実施するわけですが、その際に鼻から菌を取る時に、一番感染するリスクが高いということで、そういう患者については全て地域の中核病院に送りなさいということで、町内の医療機関で全くやっておりません。ですので、今回の重点医療機関というのは、当町で診療圏域におけるインフルエンザの検査、そしてそこがマイナスだった場合のPCR検査は全てやるということで、他の医療機関との役割分担が明確に違うという中で支援ということになっております。私のほうからは以上です。

○議長(又地信也君) 次に、7点目と8点目に関しては、産業経済課長。

○産業経済課長(片桐一路君) まず、トラベルクーポンの関係です。

まず、連泊については、5連泊までは対象となります。したいがいまして、2泊等で帰った場合については、一度チェックアウトになりますので、そこについては次回のチェックインでまたさらに5連泊までOKということになります。

次に、ビンゴの関係です。

ビンゴについては、すみません。いまお配りしました取扱要領をちょっとご覧いただきたいと思うんですけども、6番の応募方法の③番、2列など複数列でビンゴした場合は、複数列分で抽選するとそういう制度設計になっています。こちらについては、基本的には一つの

本来ビンゴであれば、縦・横・斜めでビンゴになるんですけども、そこは複数列。要は、縦だとか横・斜めで例えば三つビンゴになった場合についても、そこはその三分の抽選を行いたいというふうに考えていますので、そこについては利用者のことを考えまして、一定程度時期は長めにとっておるという状況でございます。以上です。

○議長(又地信也君) 次、9番目です。生涯学習課長。

○生涯学習課長(西山敬二君) 学校保健特別対策事業において購入する備品、掃除機の利用についてですが、各学校においてこれまでホウキ等を活用して清掃のほうを行っております。埃や粉塵等を吸い込みリスクも高いということもありまして、今回掃除機のほうを購入するんですが、基本的に利用するのは児童生徒ということになります。以上です。

○議長(又地信也君) 次、10点目、保健福祉課長。

○保健福祉課長(吉田 宏君) 健康管理センターの環境整備強化事業についてですけども、冷房機につきましてはエアコンということで、こちらのほうは据置型のものを50畳、あるいは30畳の大きな部屋のところに3台程度の設置を想定しているところでございます。以上です。

○議長(又地信也君) 以上、答弁が終わりました。

9番 竹田 努君。

○9番(竹田 努君) 10ページの失業者の生活支援、この事業は現段階では情報というか対象者の把握等はしていないということです。これからたぶんこういうアルバイト等解雇されたり、パート等そういうかたが対象になってくるのかなっていうふうに思っています。

それで、やはりその辺の個人の個店含めて雇用実態把握だとか、そして例えばコロナの関係で、いままで3名いたかたが2名にただとか、そういう部分の実態を把握して、やはりなかなかチラシかなんかでこの失業者に10万円支給しますよって流しても、なかなか自分が本当に対象になるのかどうなのかっていうことがわからないでいるんでないだろうかと思うんですよね。やはり失業者ってなれば、雇用保険をかけていなければだめだとか、そういう認識のかたもやはりいると思うんですよね。その辺については今後、事業展開する中で、十分その辺も踏まえて、事業を進めていただきたいと思っています。

それから児童福祉施設従事者の支援、これはこの事業としていいんですけども、先ほど副町長の答弁の中で、福祉施設関連についてはこれから国のほうがそういう例えば支援等があるっていうふうにちょっとそういう受け止めしたんですけども、それでいいのか。だとすれば、その内容がいま現状、行政側で仕入れている、例えば福祉施設の介護従事者にはいくら支給っていうものが決まっているのかどうなのかっていうことをちょっと。

それから、12ページの備品の関係、カメラの関係ですけども、道の駅に1台は常設をするって、それはそれで。そして、自動で熱感知した場合にブザーで知らせてくれるから人が配置しなくてもいいって。ただ、1台をそういうイベント等事業あった時に活用したいって。やはり町長、これカメラ5万・10万のものでないんですよね。140万円もするカメラの人っていか使い道をただ事業がないから1台は段ボールに入れて保管するっていうことではなくて、やはりきちんと病院辺りに配置すればいいんじゃないですか。例えば事業だとかイベントあった場合は、例えば道の駅からも持ってくる、病院からも持ってきていろんなイベントだとか事業の時には、そういう熱感知それをするだとか、やはり上手に回さない。

ただ、言っておきたいけれども、道の駅に配置するっていうのは例えばいま当面はそうで

すけれども、事業あった場合は撤収しますよっていうくらいのきちんとやはりそういうあれしておかなければ、せっかく道の駅のやつを持っていったとかっていうトラブルのおきないようにやはりすべきだろうというふうに思っています。

それと、健康管理センターのクーラー3台で430万円、確かに交付金を充当する事業でやっているからっていいんだけど、まだまだやはりクーラー・冷房の設備については、議会の中でも学校施設にもっていう要望等もたくさん出ているんですよ。確かに介護だとか母子保健、それらを指導する場所としての健康管理センター、ここも大事ですけど、やはり町全体の中でいまのコロナ感染対策を含めて、冷房施設の設置を十分考えていただきたいなど。ただ、やはりどうしても430万円は、クーラー3基で430万円っていうのは、どうも理解できない。どういうもので、普通一般家庭のクーラーであれば高いものでも20何万・30万くらい、特殊なものなのかどうなのか。場合によっては、やはりこれきちんとあれしなければ、こういう交付金充当だからいいですよっていうふうには必ずしも私はならないと思っています。この辺ちょっと詳しい資料含めたものがあれば、我々このままだったらちょっと理解できない。ちょっとその辺。

○議長(又地信也君) 暫時、休憩をいたします。

休憩	午前11時45分
再開	午前11時45分

○議長(又地信也君) 休憩を解き、会議を再開いたします。

保健福祉課長。

○保健福祉課長(吉田 宏君) エアコンにつきましては、通常の家家庭用ではなくて業務用ということで、配管等もしっかり行った中で、さらには電源工事等も必要となりますので、そちらのほうの経費等含めて、これだけの金額がかかるということでございます。以上です。

○議長(又地信也君) 副町長。

○副町長(羽沢裕一君) 医療機関の従事者等への慰労金とカメラの件について、お答えいたします。

まず、慰労金という性質のものでございますが、これは国の制度で医療機関の従事者に対しましては、新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金交付事業ということで、国保病院が重点医療機関という役割を持っておりますが、そこで実際に診察等を行った医療機関である場合には20万円、診察等を行っていない場合10万円、さらにはその他の医療機関は5万円を一時金として支給するという制度がございます。

また、介護等福祉分野の慰労金につきましても、介護サービスですとかを提供している事業所の職員に対しまして、利用者と接する職員に対して慰労金として20万円と5万円という区分になりますけれども、これも一時金で支給するという制度を国のほうでこれはもうすでに決定しているものがございますので、予定しております。ここから漏れるかたについて、保育所等の従事者に対して、町が支援するという内容でございます。

2点目のカメラでございますけれども、カメラ2台、見積もりの段階で140万円程度のものを2台という予算計上をしております。様々な機能を最大に持たせたものということ想定しますとこれだけの金額が見積もりとして提示されているものでございますので、ここか

ら不用なものを省けば当然金額も下がっていくというものでございます。

また、運用につきましても、2台のうち1台は道の駅へ常設した形でのさらにもう1台については町での事業、たくさんの人が集まる事業などで、また今後開催されるイベントなどで、1台をそこに持っていった形で使用できればというふうに考えております。以上でございます。

○議長(又地信也君) 9番 竹田 努君。

○9番(竹田 努君) いま副町長から答弁された福祉施設への慰労金っていうのかその趣旨とかはわからないんですけども、例えば医療機関であれば20万円・10万円・5万円だとか職種だとかあれによっていろいろ異なるのかなと。ただ、介護福祉現場含めた部分についてもこれは国から直接補助になるのか、町とおしての間接補助なのか。それには、例えば社会福祉協議会等が含まれるのか、それとも民間の介護の施設等も対象になるのかどうなのかっていう部分について、再度確認したいなど。

それと、やはりどう考えてもクーラー、確かに配管もする電気も設備しなきゃならない、どうしてそんなに。例えば、正直に言って個人がクーラーを整備するって時に、3台入れるから400万円誰出しますか、普通。だから、その辺の実態の資料がこれこれこうだからこうなりますっていうものがあればいいんですけども、どうもやはりこのクーラーの部分は、クーラーの3基の430万円、これはどうもしっくりしないと思っています。

福祉の時期いつ頃なのか、もしわかっていたら教えてください。

○議長(又地信也君) 暫時、休憩をいたします。

休憩	午前11時51分
再開	午前11時58分

○議長(又地信也君) それでは、休憩を解き、会議を再開いたします。

皆さんにお知らせいたします。

これから昼食のため休憩に入りますけれども、病院の小澤管理者が午後からは公務のため、退席となりますのでお知らせいたします。

それでは、正式に1時まで昼食のため休憩をいたします。

休憩	午前11時58分
再開	午後 1時00分

○議長(又地信也君) 休憩を解き、会議を再開いたします。

午前に引き続き、健康管理センター環境整備強化事業についての答弁を求めます。

副町長。

○副町長(羽沢裕一君) 健康管理センターのエアコンの設置についてでございますが、この事業費を計上するにあたっては、町内事業所に健康管理センターの現場を確認していただきました。確認していただいた上で、広い部屋が二つあるんですけども、そちらに冷房を付けるにはどうしたらいいかということで相談しました。その中で、スペック的にこのようなものが必要で、そしてそれには電源ですとか様々な配管工事が必要ということで、それを

仮の見積もりになりますけれども、町内の事業所からいただいた中で、このたび予算計上をさせていただいたところです。それらのスペックと、また部屋の面積ですとか空間、それらについては今後ちょっと精査した上で、お知らせできれと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。以上です。

○議長(又地信也君) ほかに質疑ございませんか。

9番 竹田 努君。

○9番(竹田 努君) いまの答弁で理解はします。だけれども、発注にあたっては十分やはり精査をして進めさせていただきたいと。なぜこのことに固執するかとすれば、これからやはり小中学校にクーラーの設置要望等もあるわけですし、やはり議場等考えた場合に町民に傍聴に来ていただきたいという声かけするにしてもやはり感染予防対策、これも考えなきゃならない。そうすれば、どんどん経費が一般財源含めて大変になるだろうとそういう思いもあって、この部分についてはいくらかでもやはり節減するような方向で進めさせていただきたいということを申し添えます。

議長、1点だけ産経のクーポン券、ちょっと確認だけしたいんですが。先ほどの答弁の中で連泊、5連泊までOKですよ。質問もしたんだけど、例えば2泊して戻って、また翌週来て5泊したと。そうすれば、同じ人が7泊だとか10泊だとかなる可能性もあるんですよ。ですから、これはやはり特に俗人登録でないわけだから。それと何て言うんだらう、ビジネスはだめ、木古内在住町民もだめってなっているその根拠がわからないんだよね。町民だっただけにホテルに泊まりたいねって、泊まる人だっただけ結構います。実態はわからないけれども、泊まりに行っただけ人何人も聞いている。そういう人が例えば対象にならないっていうのは、いかななものかなっていうふうに思ひます。

それとビンゴ、ビンゴラリーについては、これは町民だけの対象の事業だよね。町外者は関係のない事業でしょう。だって例えば、観光に来て1日でビンゴになるような商店を店を回れないでしょう。そういうことからすれば、これは木古内町民対象の事業かなっていうふうに思っていたんです。そうでなければ、そうでないって答えていただきたいなと。

それと、ビンゴになった時の抽選、それは例えば2月に一括やるんでなくて、月に1回だとかそれともビンゴの数が何件になったら抽選するだとかそういう仕組みなのかどうなのか、どうも理解できないんだよね、この取扱要綱見ても。その辺について、再度。

○議長(又地信也君) 産業経済課長。

○産業経済課長(片桐一路君) まず、クーポン券に関しては、基本的にはいま5連泊ですね。

5連泊をされない場合、例えば2連泊して、そのあとに1回チェックアウトして、さらにその後チェックインすると。結局7泊だとかになった場合については、それは認めます。基本的には、チェックインが全ての基準になりますので、そういう形で考えています。

それから、ビンゴラリーの抽選については、基本的には1回の抽選と考えていますので、そこについては先ほども申し上げましたとおり、例えば観光客が来まして、1日で回れないと思うんですね。そこについては、当然何回かに来てもらうということも想定していますので、うちのほうにつきましては。ですので、長い期間を設けまして、縦一列だとか横一列だけではなく、全ての列でビンゴになった場合については、抽選の対象にさせていただきたいということで、今回このような長い周期を持たせていただいたところでございます。

あと、周期については、基本的には1回限りなんですけれども、そこについてもやはり多

くの方々に利用していただきたいということがありますので、そういう形を取らせていただいたところでございます。以上です。

○議長(又地信也君) もう1点、産業経済課長。

○産業経済課長(片桐一路君) ビジネス客については、基本的には対象外としています。

あくまでもこれは、観光客・観光誘客事業ということの定義で事業をスタートしておりますので、あくまでもビジネスは対象外。また、町民についてもそこは多くのお客さんに木古内に来ていただきまして、木古内でお金を落とさせていただきたいという思いがありますので、そこについても住民については対象外とさせていただいております。以上です。

○議長(又地信也君) ほかに質疑ございませんか。

1番 平野武志君。

○1番(平野武志君) 1番 平野です。

様々な感染対策と経済対策を上手くバランス良く考えていかなきゃならないということで、行政の皆さんは大変ご苦労されているのではないのかなと感じているところではあります。これまでに前例のない疫病の発生により、本当に苦労されている中、今回上がってきたのも懇談会の中で聞いたとおりで、中身の細かい自分なりの見解はありますけれども、きょうはそれを控えさせていただくんですけれども、1点だけどうしてもやはり心配なのが観光客を誘客する事業です。これは、まさにいま国がG o T oトラベルをやっている、中身がしっかりまだ決まっていない中、専門家の見解もいろいろな見解があって、現状迷走しているような状態だと思うんです。それも私は当たり前だと思うんですね。これだけ予想のつかない感染者数の増加だったり発生していく中で、予想をするのはすごい難しい状況だと思うんです。その中できょう、この案件を可決すると当然この中身で進んでいく担当課としては考えなんでしょうけれども、今後、感染者のさらなる増加あるいは緊急事態宣言の再発令等あった時に、はたしてこの事業はこのまま進んでいけるのかという心配がありますので、その辺今後の感染者等の増加等々により、この事業事態をやはり世間の状況を見ながら流動的に考えていかなければならないと思うんです。その辺についてだけは、しっかりと流動的にやっていけるのかどうなのかを確認しておきたいと思います。まず、その部分を。

○議長(又地信也君) 町長。

○町長(鈴木慎也君) 平野議員のお尋ねにお答えいたします。

国のG o T oトラベル、北海道の道民割、そして我が町のトラベルクーポン、おっしゃるとおりいろいろ平野議員も町のこと、感染対策、そして経済の活性化、様々なことを考えていらっしゃるというのが伝わってまいりました。

G o T oトラベルに関しましては、本日、7月22日にはじまると。それで、全国の13区域に予算と配分と、あと東京からの発着分が除外となっておりますが、キャンセル料について国が損害分補償するというのも正式に決定いたしました。政府としては、1兆3,500億円投じている事業であるということです。おっしゃるとおり、国内では感染者が多く発生する地域もある中、観光支援、そして生活の新しい生活様式、そしてまた経済の活性化等々先ほど私申し上げましたが、反する両立しなければならない状況というのは、これは本当に行政といたしましても議員の皆さんと力をあわせて、町民の健康と命、経済、生活を守っていかねばいけないと。引き続き、ここはしっかりと気を引き締めてまいりたいと思っております。

そういった状況を町といたしましても、国と道の動向に注視しながらも事業の展開につき

ましては、慎重且つスピード感を持ちながら対策、そしてその判断が重要であると認識しております。確かに事業、ここで可決いただければ事業は進みます。ですけれども、国・道の動向、そして我が町独自にこれは一旦もしかしたら止めなければいけないとか、ここはやるべきだとそういった判断は再三申し上げますが、スピード感を持ちながらも慎重に判断してまいりたいと思っております。以上です。

○議長(又地信也君) 1番 平野武志君。

○1番(平野武志君) 素晴らしい答弁を用意していただいて、素晴らしく語っていただいて、大変満足、納得いたしました。今後、町長もおっしゃるとおり、事業がストップする可能性もあるとなった時のための対策もしっかり、いま国がキャンセル料を支払う等々のこともそこもまだどこまでどうなんだっていうのが決まっていない状況なのですよ。あとは、団体客の人数がどこまで制限されるのかだとか、まだまだ指摘される部分で課題解決していない部分も現状あるんです。そんな中、今後、事業が進んでいく中で、仮にどうしても事業ストップしなきゃならなかった場合のあるいは、あとコロナの感染者が発生した場合、この事業を使ってですよ、仮に最悪の想定ですけれども。その場合には当然、観光協会に委託しているわけですから、観光協会も大変辛い思いしますし、じゃあどこが責任負うんだって話にもなりかねませんから、その辺の責任問題ですとかキャンセル料も含めて、事業を進めるにあたってしっかりその部分も決めた上で進めていただきたいと。これは答弁いりませんので、以上で終わります。

○議長(又地信也君) ほかに質疑ございませんか。

5番 安齋 彰君。

○5番(安齋 彰君) 5番 安齋でございます。

私からは、3点質問させていただきます。まず1点目なんですけれども、木古内町失業者生活支援助成金事業についてなんですけど、こちらのかた1名に付きというふうになっておりますが、例えば一世帯のうち夫が働いている、妻が働いている、子どもも働いている、全ての人が失業してしまったといったケースの場合、3人に10万円ずつあたるのかどうかということがまず一つ。

それからもう一つは、木古内町観光客誘客事業について、同僚議員のほうから何回も質問があったと思います。これにかかる費用的なものが55%ぐらいあるという中で、例えばスタンプなんかを作りました。今回、1回限りでもうあと使わない、あとはごみになってしまうというような観点でいるものなのか、それとも第二弾・第三弾という形で、使っていけるような考え方があるのかどうか。

それと、各町民についてこれらの補助事業、例えば木古内町学生等就学エール事業だとか、ビンゴラリーだとかこういったものの周知について、どのような方法で活用、利用、促進、考えているのかお聞かせいただきたいと思っております。

○議長(又地信也君) 町民課長。

○町民課長(吉田廣之君) それでは、お答えいたします。

この失業者の助成金ですが、この要件に該当いたしますと例えば3人家族で3人とも失業して、雇用保険ももらわないということでもらえないというのか、そういう状況であれば3人、1人10万円の30万円というふうになるかと思っております。

○議長(又地信也君) 産業経済課長。

○産業経済課長(片桐一路君) まず、ビンゴラリーのスタンプにつきましては、そこはおっしゃるとおりだと思っていますので、もし第二弾・第三弾があれば、そこは当然そこを使っていきたいというふうに思っています。

また、ビンゴラリーの周知方法につきましては、町のホームページあるいは観光協会のホームページと活用しながら、あとビンゴについてはのぼりを各店舗のほうにお配りさせていただきますので、あと町外向けの周知につきましては、ラジオ等の活用も考えておりますので、そういうことでよろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長(又地信也君) 生涯学習課長。

○生涯学習課長(西山敬二君) 木古内町学生等就学エール事業の周知方法ですけれども、まず今回この事業につきましては、学生を対象としておりますので、住所はこちらにあっても木古内町には住んでいないというかたもおります。そのため、まず町の広報を活用であったり、あと町のホームページ、あと観光協会のホームページ等を活用しながら周知にあたりたいというふうに考えております。

○議長(又地信也君) 5番 安齋 彰君。

○5番(安齋 彰君) ご答弁いただきまして、ありがとうございます。

スタンプラリー等のこういうパターンの事業については、1回きりで終わるっていう想定のもとで行っているような感じが見受けられるんですが、できるのであれば今後も町の経済の活性化ということを考えると第二弾・第三弾という形で、計画を念頭に置いた上で考えていただけると経費の節減にもつながっていくと思ひますので、ぜひそういうような考えのもとで行っていただければなというふうに思ひます。

質問に関しては以上なんですけれども、一つだけお願ひなんですけれども、健康管理センターの環境整備でエアコンを付けるということなんですけれども、付けることは非常に良いことだと思ひますし、予算的にも93%の交付金という格好ですから、負担額はだいぶ少ないものというふうに考えます。ただ、海外でも事例があるように、エアコンを付けたことによって感染が拡大してしまったということもありますので、その設置方法については、十分その辺を考慮した上で、設置をしていただきたいなというふうにお願ひをいたします。以上です。

○議長(又地信也君) ほかに質疑ございませんか。

7番 相澤 巧君。

○7番(相澤 巧君) 7番 相澤です。

16ページの学生等就学エール事業についてなんですけど、学生については雇用保険未加入でも特例で休業手当の対象となったり、家計が急変した場合、低所得者対象の大学と就学支援制度があったり、困窮した場合には10万円、住民税非課税世帯は20万円支給すると。学生支援緊急給付金があります。しかし、学校ごとの推薦枠があったり、なかなか使いづらいということで、そういう現実があると聞いております。その中でのこの事業ですので、私は大変良い事業かなと考えております。その中で、運用についてですけれども昨今、個人情報に厳しい中で、個人の特定・選定は、また本人への周知はどのように考えておられますでしょうか。

もう一つ、申請については本人からの申し入れか、それとも申請書をこちらのほうから送って返してもらうのか。さらには、代理申請ができるのかどうか、その辺確認したいと思ひ

ますので、よろしく申し上げます。

○議長(又地信也君) 生涯学習課長。

○生涯学習課長(西山敬二君) ただいま、相澤議員のお尋ねに対してお答えいたします。

まず冒頭、各大学あといろいろな市・町によって、いろいろな対応のほうはされていると思えますけれども、まず今回教育委員会が主管となって町の取り組みとして、今回の木古内町学生等就学エール事業ということで、検討してまいりました。

その中で、周知方法につきましては、先ほど申し上げたとおり、町の広報を活用したりあとホームページ等を活用する中で、周知を図っていききたいというふうに考えているんですけれども、今回の該当する学生につきましては、18歳以上の学生ということで、木古内町の住民基本台帳に登録されているかたに扶養されているかたというところで、今回対象のほうを絞っているところです。

申請方法につきましても、いまうちのほうで申請書のほうを準備しているんですけれども、その中で町のホームページ等を活用する中で、申請書をダウンロードしていただくなり、あと教育委員会のほうに申請書のほうを用意しておいて、あくまでも木古内町に在住する扶養している保護者のかたに代理申請という形での方法でいま検討しております。ただ、提出していただく書類につきましては、この事業申請書、あと実際学校に通っているという証明書、あと保険証のコピーという形でいまのところ考えているところです。

○議長(又地信也君) ほかに。

7番 相澤 巧君。

○7番(相澤 巧君) 大学生については、木古内町から直接高校をとおして大学に行っていると思うんですが、高校自体もないですし、なかなか把握しづらいところがあると思うんですが、ほとんど把握できているのでしょうか。

○議長(又地信也君) 生涯学習課長。

○生涯学習課長(西山敬二君) 正直なところ、個人の誰々というところまでは把握はできておりません。ただ、町内のかたに扶養されているというかたを対象に今回絞った中で、今回80名程度という形で推定しておりましたので、個人の確定というところまでは至っておりません。

○議長(又地信也君) 7番 相澤 巧君。

○7番(相澤 巧君) それであれば、町内にいる家族のかたに申し出てもらってということも考えていいのかなと思います。また、大変良い事業なので漏れのないような形をとっていただきたいと思いますので、その辺よろしく申し上げます。以上、終わります。

○議長(又地信也君) ほかに質疑ございませんか。

暫時、休憩をいたします。

休憩 午後1時26分

再開 午後1時26分

○議長(又地信也君) 休憩を解き、会議を再開いたします。

病院事業事務局長。

○議病院事業事務局長(平野弘輝君) 午前中に竹田議員のほうからご質問のありました、

医療従事者等に対する慰労金の手順等支出時期についてのお答えですけれども、私の手元にあるのは医療分だけなんです。介護分野については、特養の事務長のほうに関係書類がいつていると思いますが、ほぼ同じ内容だと思いますので、そういうことでご理解した上でお聞きしていただきたいと思います。

まず、この事業につきましては、実施主体が北海道になります。北海道が事業を国保連合会に委託して、実施します。その委託の締結が厚労省の資料からいけば、7月20日ぐらいに委託するという事になっておりますので、もし委託しているのであれば、これから国保連合会経由でいろんな書類が流れてくるころなんですけど、まだ私の手元にはきていないところがあります。

実際の申請なんですけれども、申請については市町村をとおさないで、医療機関がそれぞれの国保連合会に請求することになります。ただし、病院につきましては給食や清掃などの委託業者の職員も在籍し働いております。こちらについても医療機関で申請することも可能でありますし、個人で申請することも可能であります。また、委託業者が一括して申請することも可能でありますので、この辺の取り扱いにつきましては、会社と協議した中で決めたいとおります。ただ、病院の職員については、医療機関が代理で全て申請するという手続きで進めようかと思っています。

日程なんですけれども、基本は毎月15日から月末までに国保連合会に申請することになり、申請を受け取った連合会については、翌月の27日頃、これ診療報酬の支払日の日程なんですけれども、これにあわせて支出するという事になっておりますので、もう7月あしたから休みに入るので、物理的にこの時期に申請するのは困難というふうに思われますから、早くても来月申請して、9月27日に対象となる職員に20万円が入ることになると思います。

ただ、これについては立替払いというのでも認められておりますので、うちとしては全国的にコロナウイルス対策に対して速やかにというような流れできておりますので、可能であれば立替払いも検討していきたいなというふうに考えております。

副町長のほうも説明しましたが、社会福祉施設は基本的に5万円が限度です。一律5万円で、すみません。コロナウイルスが発生している場合の施設については10万円になりますけれども、うちの場合はコロナウイルスが発生していないので、うちの管内の社会福祉施設は5万円になります。医療機関については、5万・10万・20万の3区分があるんですが、要綱等を見る限りでは、うちの医療機関は20万にはなるのかなというふうには判断しているんですけれども、この判断は都道府県の判断で20万で申請してくださいというような通知がされるみたいなので、その通知をもって正式に判断になりますから、いまは現状20万というのはこちら側の思いだというようなことで、ご理解していただければと思います。答弁漏れありましたら、ご指摘ください。

○議長(又地信也君) ほかに質疑ございませんか。

9番 竹田 努君。

○9番(竹田 努君) これ福祉の関係、社会福祉協議会も対象ってということでOKですね。

○議長(又地信也君) 副町長。

○副町長(羽沢裕一君) お答えいたします。

社会福祉協議会も含めた介護の事業所、町内の介護の事業所も全て対象となります。以上です。

○議長(又地信也君) ほかに質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 質疑がないようですので、質疑を終了いたします。

最初に、議案第1号について討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決を行います。

お諮りいたします。

議案第1号 令和2年度木古内町一般会計補正予算(第7号)は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) ご異議なしと認め、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

次に、議案第2号について討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決を行います。

お諮りいたします。

議案第2号 令和2年度木古内町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) ご異議なしと認め、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

次に、議案第3号について討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決を行います。

お諮りいたします。

議案第3号 令和2年度木古内町国民健康保険病院事業会計補正予算(第2号)は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) ご異議なしと認め、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

次に、議案第4号について討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決を行います。

お諮りいたします。

議案第4号 令和2年度木古内町下水道事業特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

○議長（又地信也君） ご異議なしと認め、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

議案第5号 木古内町介護保険条例の一部を改正する条例制定について

○議長（又地信也君） 日程第8 議案第5号 木古内町介護保険条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（鈴木慎也君） だいま上程となりました、議案第5号 木古内町介護保険条例の一部を改正する条例制定について、提案理由を説明申し上げます。

このたびの一部改正は、新型コロナウイルス感染症の影響で収入が著しく減少した第1号被保険者に係る介護保険料の減免申請の期限の特例に関する規定を整備するため、本条例の一部を改正するものです。

改正内容や詳細につきましては、保健福祉課長より説明をさせますので、よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（又地信也君） 詳細説明をお願いいたします。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（吉田 宏君） それでは、議案第5号についてご説明いたします。

新旧対照表によりご説明しますので、資料番号1、議案説明資料の21ページから22ページをお開きください。

町政広報7月号で、新型コロナウイルス感染症の影響による介護保険料の減免に関する記事を掲載しておりましたが、このたびの条例改正は、その減免要件及び対象となる保険料を附則第7条第1項で明確に規定するとともに、現行の条例では、納期限を過ぎた保険料は減免できないことから、附則第7条第2項で条例第16条第2項の減免規定にただし書きを追加し、特例として、納期限を過ぎてからの申請でも減免が可能となるよう規定するものです。

減免の対象となる保険料は、令和2年2月1日から令和3年3月31日までの間に納期が設定された平成31年度及び令和2年度の保険料で、主な減免要件といたしましては、新型コロナウイルス感染症の影響により、世帯の生計を主として維持するかたが事業を廃止または失業した場合、あるいは令和元年と比較して収入が3割以上減少する場合に、減少する収入の割合と所得区分などにより算出した対象保険料の額を、全額または10分の8の割合で減額するものです。

なお、このたびの条例改正による減免により減収となる額につきましては、国の新型コロナウイルス感染症緊急経済対策により、その全額が財政支援される予定となっております。

議案に戻りまして、附則といたしましてこの条例は、公布の日から施行し、改正後の附則第7条の規定は、令和2年2月1日から適用することとしております。

説明は以上です。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長(又地信也君) 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 質疑がないようですので、質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決を行います。

お諮りいたします。

議案第5号 木古内町介護保険条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) ご異議なしと認め、本案については原案のとおり可決することに決定をいたしました。

議案第6号 木古内町防災行政無線更新工事請負契約の締結について

○議長(又地信也君) 日程第9 議案第6号 木古内町防災行政無線更新工事請負契約の締結についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長(鈴木慎也君) ただいま上程となりました、議案第6号 木古内町防災行政無線更新工事請負契約の締結について、提案理由の説明を申し上げます。

このたび提案する工事につきましては、予定価格が5,000万円を超えることから、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得、または処分に関する条例第2条の規定に基づき、工事請負契約を締結するため、議会の議決を求めるものでございます。

工事名は、木古内町防災行政無線更新工事。工事場所は、上磯郡木古内町全域地内。

請負契約金額は、3億6,245万円。契約の相手方は、梶原電気工業株式会社。契約の方法は、指名競争入札でございます。

議案の次のページに資料番号2として、入札執行状況を添付しておりますので、ご参照をお願いいたします。

以上で、提案理由の説明を終わります。よろしくご審議をお願い申し上げます。

○議長(又地信也君) 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

6番 新井田昭男君。

○6番(新井田昭男君) 数値的なものではございません。先ほど町長のほうから説明いただいたけれども、契約の相手方、契約の会社名、これ町長のほうから「梶原電気工事株式会社」って言ったけれども、これ「工業」の間違いでしょう。文章もそうなっている。

これ公文なんでその辺、きちんと対応してください。

○議長(又地信也君) 副町長。

○副町長(羽沢裕一君) 議案第6号の訂正をお願いいたします。

契約の相手方につきましては、「梶原電気工事」ではなく、「梶原電気工業株式会社」という訂正をお願いしたいと思います。よろしくをお願いいたします。以上です。

○議長(又地信也君) ほかに質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 質疑がないようですので、質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決を行います。

お諮りいたします。

議案第6号 木古内町防災行政無線更新工事請負契約の締結については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) ご異議なしと認め、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

議案第7号 木古内町スポーツセンター外壁・屋外建具改修工事請負契約の締結について

○議長(又地信也君) 日程第10 議案第7号 木古内町スポーツセンター外壁・屋外建具改修工事請負契約の締結についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長(鈴木慎也君) ただいま上程となりました、議案第7号 木古内町スポーツセンター外壁・屋外建具改修工事請負契約の締結について、提案理由の説明を申し上げます。

このたび提案する工事につきましては、予定価格が5,000万円を超えることから、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得、または処分に関する条例第2条の規定に基づき、工事請負契約を締結するため、議会の議決を求めるところでございます。

工事名は、木古内町スポーツセンター外壁・屋外建具改修工事。工事場所は、上磯郡木古内町字木古内地内。請負契約金額は、5,390万円。契約の相手方は、サンテクノ・平澤経常建設共同企業体。契約の方法は、指名競争入札でございます。

議案の次のページに資料番号3として、入札執行状況を添付しておりますので、ご参照をお願いいたします。

以上で、提案理由の説明を終わります。よろしくご審議をお願い申し上げます。

○議長(又地信也君) 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。
質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 質疑がないようですので、質疑を終了いたします。
これより討論を行います。
討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。
採決を行います。
お諮りいたします。

議案第7号 木古内町スポーツセンター外壁・屋外建具改修工事請負契約の締結については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) ご異議なしと認め、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

閉 会 の 宣 告

○議長(又地信也君) 以上をもちまして、今臨時会に付議されました案件は全て審議を終了いたしましたので、会議を閉じます。

これをもちまして、令和2年第3回木古内町議会臨時会を閉会いたします。
ご苦労様でした。

(午後1時46分 閉会)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和2年7月22日

木古内町議会議長 又 地 信 也

署 名 議 員 平 野 武 志

署 名 議 員 手 塚 昌 宏